

国保加入者が、医療機関で1カ月に支払う一部負担金が高額となる場合、一定の要件に該当すれば一部負担金を減免します。

■減免期間 原則年間3カ月以内(医師の意見により最大6カ月まで延長可)

一部負担金の減免等

退職による国保加入者が雇用保険を受給する場合、その受給期間に相当する保

險料について、所得割の月割額を3割減免します。

■手続ぎに必要なもの 国民健康保険証、給与支払明書など加入者全員の収入状況等を証明できる書類、

※要件など詳しくは、お問い合わせください。

その他の失業者の保険料減免

会社の倒産や解雇等により失業した国民健康保険(国保)加入者の保険料を軽減します。軽減を受けるには、申請が必要です。

■対象 次のすべての要件

・離職時点で65歳未満
・雇用保険の「特定受給資格者」または「特定理由離職者」と認定された人
を満たす人

■軽減方法 失業者の前年給与所得を実際の3割とみなして保険料を算定し、また高額療養費負担限度額等の所得区分の再判定を行います。

■軽減期間 離職日翌日の属する月から翌年度末の間(例)令和3年3月31日から令和4年3月30日までに失業した人

■国保料 離職日翌日の属する月から令和5年3月までの高額療養費負担限度額等

非自発的失業者の保険料軽減

■非自発的失業者の要件となる離職理由コードと離職理由

| 離職理由コード | 離職理由 |
|---------|---|
| 11 | 解雇(離職理由コード50の重責解雇を除く) |
| 12 | 天災その他の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇 |
| 21 | 雇止めによる退職(雇用期間3年以上、契約更新1回以上、雇止め通知ありの場合) |
| 22 | 雇止めによる退職(雇用期間3年未満、更新明示ありの場合) |
| 23 | 契約期間満了(雇用期間3年未満、更新明示なし) |
| 31 | 事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職、退職勧奨 |
| 32 | 事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退職 |
| 33 | やむを得ないと判断される自己都合退職(被保険者期間が12カ月以上の場合) |
| 34 | やむを得ないと判断される自己都合退職(被保険者期間が6カ月以上12カ月未満の場合) |

※受給期間終了後、雇用保険受給資格者証を破棄されている場合は公共職業安定所(ハローワーク)でご相談ください。

ジェネリック医薬品差額通知について

市の国民健康保険加入者で、現在処方されている薬からジェネリック医薬品に切り替えた場合に、自己負担額がどのくらい安くなるかをお知らせする「ジェネリック医薬品差額通知」を9

月末から通知します。
※ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額の削減額が大きい人に通知するもので、全員の人に届くわけではありません。

▶ジェネリック医薬品(後発医薬品)
厚生労働省が最初に作られた薬(先発医薬品)と同等と認めた医薬品です。

先発医薬品の特許が切れた後に有効成分、分量・用法が同じ医薬品として販売される安価な薬です。

ただし、すべての薬にジェネリック医薬品があるわけではなく、調剤する薬局にあります。ジェネリック医薬品への切り替えは、医師・薬剤師までご相談ください。

問国保医療課国保係(☎983-2962)

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

①令和4年度住民税非課税世帯
■申請方法 ②家計急変世帯
■給付時期

返信用の封筒に入れて返送してください。
※令和4年1月2日以降に転入した人がいる世帯には、9月上旬より順次、申請書類を発送します。

■手続ぎに必要なもの 書類不備などがなければ、要件を満たせば受給できます。必ず記載内容を確認します。

■手續ぎに必要なもの 書類不備などがなければ、要件を